

調査レポート: bokinbako（寄付箱）のガスレスrelayer 機構と寄付手数料の自動DEXスワップ機構に関する資 金決済法・出資法上の規制該当性

調査対象の分類

- 分類: 実体法のみ（行政法・金融規制法の該当性判断。訴訟手続の問題ではないため手続法トラックは対象外）

前提事実（技術的事実、中立記載）

- bokinbako は yakusoku プロジェクトの寄付箱機能。Kaia mainnet・Polygon mainnet で本番稼働中
 - donor は EIP-3009 (receiveWithAuthorization) 署名のみ行い、native gas token を保有せず、on-chain トランザクションを自ら送信しない
 - fee-payer (=gasFeeRecipient、Factory owner=運営者と鍵の所有者が同一) が、donor の署名済み権限を持ち込み、vaultのdepositWithAuthorizationをnative gasで送信する
 - vaultコントラクトがdonorからJPYCをpull → gasFee分（定額または定率、上限10%）を算出 → DEX router（DragonSwap V2等、UniswapV2互換）へapprove → スワップ実行 → native出力はrouterからgasFeeRecipientへ直接送金
 - スワップ失敗時はフォールバックとしてgasFee分のJPYCがそのままgasFeeRecipientへ送金される
 - 残額はboxとしてvaultに残り、box ownerがいつでも引き出し可能
 - 受入トークンJPYC（Kaia: 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29）は運営側で「資金移動業版JPYC」と呼称され、2026-07-05に旧世代（前払式支払手段）から切替済み
-

E. JPYCの法的性質（前提論点、最初に固める）

適用条文

資金決済法2条5項1号（電子決済手段の定義）、2条14項柱書（暗号資産の定義、電子決済手段の除外規定）

条文

「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。一 物品等を購入し……これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権……前払式支払手段……を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第二条5項1号、[statutes.md](#) 参照）

「暗号資産」とは……本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。（第二条14項柱書、[statutes.md](#) 参照）

分析

2条14項柱書の除外規定により、電子決済手段に該当するものは暗号資産の定義から当然に除外される（電子決済手段と暗号資産は法令上排他的なカテゴリ）。

事実関係で示された「資金移動業版JPYC」は、円建て（通貨建資産）で、不特定の者に対する代価弁済に使用可能、不特定の者との間で購入・売却可能、電子情報処理組織で移転可能という性質を持ち、2条5項1号の「電子決済手段」の要件に文言上合致する。

過去調査（2026-05-28実施「JPYC（日本円建てステーブルコイン）の規制・税務と利用者の法律論点」）の結論を踏まえると、新JPYC（2025年以降発行分）は第二種資金移動業者として発行され（金融庁「金融事業者一括検索」で関東財務局長 第00099号・令和7年8月18日 registration を一次確認済みとされる）、電子決済手段（2条5項1号）に該当し暗号資産（2条14項）には該当しないという整理がなされている。

争点

- ・○ 上記結論を本調査でも前提として採用してよいか——本イテレーションでは金融庁登録情報の独立再検証を行っていない（過去調査の検証日2026-05-28から本調査時点2026-07-16まで約1.5ヶ月経過。事実関係で言及される「2026-07-05切替」自体は過去調査の想定時期と整合するが、登録状況の現時点での再確認が望ましい）

暫定結論

JPYC（資金移動業版）は電子決済手段（資金決済法2条5項1号）に該当し、暗号資産（同14項）には該当しない、という整理を前提に以下A～Dを検討する。要フォローアップ：金融庁登録情報の当該調査時点での再確認（[research_gaps.md](#) 参照）。

A. 資金移動業（資金決済法2条2項・37条）該当性

適用条文

この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。（2条2項）

「為替取引」自体の定義規定は資金決済法にない。

判例（固さ: 最高裁・法律解釈）

平成12(あ)873（薬事法違反，銀行法違反被告事件）、最高裁判所第三小法廷 決定 平成13年3月12日、刑集55巻2号97頁

銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。

本判決は銀行法2条2項2号の解釈だが、資金決済法は「銀行等以外の者による為替取引の一部解禁」という制度趣旨で制定された経緯があり、両法の「為替取引」概念は同一に解されている（[references.md](#) 参照）。

争点と分析

relayer (fee-payer) が donor の EIP-3009 署名済み権限を持ち込み、vaultの depositWithAuthorizationを送信代行する行為が「為替取引の引受け・遂行」に該当するか。

- 為替取引該当性を基礎づけ得る事情: relayerのtx送信（gas支払い）が、donorのJPYCが vaultへ移動するために必要不可欠な行為である。「引き受けて遂行すること」は資金移動の実行行為も対象に含む。
- 為替取引該当性を否定する方向の事情:
 - relayerはdonorのJPYCを自らの口座・保有下に一切受け入れない（pull先はdonor→vault 直接。過去調査 mint-fee-yusho-noncustody が示した「資金への介在の有無」テストで、resource自体がrelayerを経由しない）
 - 移動先（vault）・金額は donor 自身の EIP-3009署名で確定済みであり、relayerには資金の経路・金額についての裁量がない（relayerは「引受け」に伴う通常の裁量的機能——送金先の指図管理・資金の一時的保管——を持たない）

- donor は relayer を「依頼」して選任していない（EIP-3009はプロトコル設計上、任意の第三者が署名済みメッセージをブロードキャストできる構造であり、donor・relaye間個別の委任的合意があるわけではない）

この2方向を分ける確立した判例・行政解釈は本イテレーションで発見できていない（jlad KB検索で0件、過去調査でも「bokinbako固有の新論点であり過去調査に直接の答えはない」とされている）。ガスレスrelayー・メタトランザクションが「為替取引」に該当するかを正面から扱った金融庁事務ガイドライン・判例は未確認。

収納代行論点——令和7年改正（2026-06-01施行）で新設された資金決済法2条の2

本イテレーションで一次資料を確認した結果、ユーザーの依頼で言及されていた「受取人からの委託による資金受入れが為替取引に含まれ得る」経緯は、**令和2年改正ではなく令和7年改正（2026-06-01施行）で新設された資金決済法2条の2**によるものと判明した（statutes.md 参照。金融庁事務ガイドライン第14章「資金移動業者関係」で運用基準を確認）。

2条の2は、受取人（=box owner）からの委託その他これに類する方法により、債務者等（=donor等）から弁済として資金を受け入れ、受取人等に引き渡す行為であって、1号（受取人が個人・非事業目的、かつ内閣府令1条の2所定の要件を満たす）または2号（国内外間の資金移動、内閣府令1条の3の除外に該当しないもの）のいずれかに該当するものを、**為替取引に該当するものとみなす**。

閾値論点（重要）： 2条の2および内閣府令1条の2・1条の3はいずれも「**受取人が有する金銭債権に係る債務者等からの弁済**」という文言を用いており、収納代行の概念枠組みは**既存の金銭債権（債権債務関係）の存在**を前提としている（典型例：通信販売の代金債権をコンビニ収納代行で回収する場合等）。

これに対し、bokinbakoの寄付は**贈与**であり、box owner（受取人）はdonorに対して金銭債権（弁済を請求し得る法的地位）を有していない——donorは自発的に贈与するのであって、box ownerの請求に応じて「弁済」しているのではない。したがって、**2条の2の適用対象である「金銭債権に係る債務者等からの弁済」という構成要素自体を、bokinbakoの寄付フローが満たさない可能性が高い**。この場合、2条の2（収納代行の為替取引みなし規定）はそもそも適用場面に入らず、基本の2条2項・最決平成13年3月12日の一般的な「為替取引」定義（隔地者間の資金移動の引受け・遂行）に立ち返って検討することになる。

留保： 「金銭債権」の解釈が、贈与契約成立後に発生する何らかの給付請求権的な構成（例えば、box ownerがNFT保有によって「vaultに対する引出請求権」を有するという構成）まで拡張され得るかは、本イテレーションで確認した一次資料からは確定できない。

本イテレーションでの追加検証（金融庁パブリックコメント回答確認）： 資金決済法2条の2新設（令和7年改正）に伴う金融庁パブリックコメント回答（statutes.md 参照、<https://>

www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522/04.pdf、全51頁）を通読した。「贈与」の語は一度も出現せず、「金銭債権」要件が対価性のない給付（贈与等）に拡張され得るかを正面から論じた回答は発見できなかった。金融庁が示す2条の2該当行為の説明例（回答No.4・No.28・No.38）はいずれも通販代金の収納代行・エスクロー等、対価性のある取引（金銭債権の存在を前提とする事例）にとどまる。この結果は、「贈与フローは2条の2の射程外である可能性が高い」という上記の整理を否定する記述が見当たらないという消極的な形での裏付けにとどまり、金融庁が積極的に贈与フローを射程外と述べたわけではない点に留意が必要である。

参考情報（私法上の「金銭債権」概念、出典にならない参考資料）： references.md 参照。民法402条の解説書（司法研修所民事裁判教官室『民法の要件事実について』）は「金銭債権は、広くは、金銭の給付を目的とする債権のすべてをいう」と定義する。この一般的定義に照らすと、仮に贈与契約（民法549条）の成立が観念できれば、その給付請求権も広義の金銭債権に含まれ得る。もっとも、bokinbakoの技術的構造（donorの一方的なEIP-3009署名によるJPYC送付）において、donor・box owner間に贈与契約の成立要件（申込み・承諾の意思表示の合致）が観念できるかは、本調査（行政解釈・判例の収集）の範囲を超える私法上の契約解釈論に属し、確定的な結論は出せない。

本イテレーションでの新たな一次資料（判例、独立した法律構成による補強）： 上記の「贈与契約の成否」という論点自体には本イテレーションでも確定的な一次資料は得られなかったが、別の法律構成から同じ結論（box ownerに金銭債権が存在しない可能性が高い）を補強する最高裁判例2件をlawbooks KB（我妻・有泉『民法コンメンタール』537条注釈、references.md 参照）経由で発見し、jlad KBで実在を確認した（cases.md 参照）：

- ・最判昭和32年12月6日（昭和30年(オ)第58号）民集11巻13号2078頁「電信送金契約の性質」
- ・最判昭和43年12月5日（昭和40年(オ)第1399号）民集22巻13号2876頁「電報送金払渡請求」

（最判昭和43年12月5日要旨）電信送金契約は、特別の事情のないかぎり、第三者たる送金受取人のためにする契約であるとはいえず、被仕向銀行は、右契約により、仕向銀行に対する関係においては、送金受取人に送金の支払をする義務を負うが、送金受取人本人に対する関係においては、そのような義務を負うものではなく、単に仕向銀行の計算において送金の支払をなしうる権限を取得するにとどまると解すべきである。

この判例群は、「A（送金依頼人）→ 仲介機関（B銀行等）→ C（送金受取人）」という構造において、Cが仲介機関に対して当然に直接の権利（金銭債権）を取得するわけではなく、民法537条「第三者のためにする契約」に該当しないのが原則である（「特別の事情」がある場合を除く）ことを示す。bokinbakoの donor（送金依頼人に相当）→ vault/relay（仲介機関に相当）→ box owner（送金受取人に相当）という構造にこの規範をそのまま適用すれば、box ownerはvault/relayに対する直接の金銭債権を当然には取得しない、という結論が導かれる。

これは「贈与契約の成否」という私法上の性質決定の論点を経由しない、**独立した法律構成による補強**であり、2条の2「金銭債権に係る債務者等からの弁済」という要件をbokinbakoのフローが満たさないという整理をより確からしいものにする。ただし、判例が留保する「特別の事情」の内容がbokinbakoの技術的構造（NFTによるbox所有・vaultからのいつでも引出し可能性）に該当し得るかは本イテレーションでは未検証であり、この点はなお留保が必要である。

為替取引の一般的該当性（2条2項・最決平成13年3月12日、2条の2が適用されない場合の検討）

2条の2が適用されないとしても、基本の2条2項「為替取引」概念に照らした検討は必要である。この点についての分析は上記の通り：- **為替取引該当性を基礎づけ得る事情**: relayのtx送信（gas支払い）が、donorのJPYCがvaultへ移動するために必要不可欠な行為である。「引き受けて遂行すること」は資金移動の実行行為も対象に含む。 - **為替取引該当性を否定する方向の事情**: - relayはdonorのJPYCを自らの口座・保有下に一切受け入れない（pull先はdonor→vault直接。過去調査 mint-fee-yusho-noncustody が示した「資金への介在の有無」テストで、resource自身がrelayを経由しない） - 移動先（vault）・金額は donor 自身の EIP-3009署名で確定済みであり、relayには資金の経路・金額についての裁量がない（relayは「引受け」に伴う通常の裁量的機能——送金先の指図管理・資金の一時的保管——を持たない） - donor は relay を「依頼」して選任していない（EIP-3009はプロトコル設計上、任意の第三者が署名済みメッセージをブロードキャストできる構造であり、donor・relay間に個別の委任的合意があるわけではない）

この2方向を分ける確立した判例・行政解釈は本イテレーションで発見できていない（jlad KB検索で0件）。本イテレーションで資金移動業者関係ガイドライン第14章全128頁を再度通読したが、ガスレスrelay・メタトランザクション固有の該当性を正面から扱った記述は発見できなかった。ただし、同ガイドライン I-2-1は「新たなビジネスモデル」について次のように述べている（[statutes.md](#) 参照）：

今後新たなビジネスモデルが登場する可能性もあることから、……事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。

これは金融庁自身が新技術・新ビジネスモデルについて確立した一般的判断基準を示さず、個別事案ごとの実質判断に委ねる立場を明らかにしていることを示す一次資料であり、bokinbakoについても「非該当方向の有力な事情はあるが確立した先例による確定はできない」という本調査の結論の位置づけを裏付けるものである。

暫定結論

未確定（要追加調査）だが、非該当方向に有力な事情が複数積み上がっている：1. bokinbakoの寄付フローは「金銭債権に係る債務者等からの弁済」という2条の2（収納代行みなし規定）の構成要素を欠く可能性が高く、同条の射程外と整理できる可能性がある。金融庁パブリックコメント回答（令和7年改正時）を通読してもこの整理を否定する記述はなかった（上記参照、消極的確認） 2. 基本の2条2項についても、資金への介在（custody）がなく、経路・金額の裁量がrelayerにない点が非該当方向の有力な事情 ただし、いずれも「贈与フローが2条の2射程外である」「ガスレスrelayerが2条2項非該当である」と正面から明言する判例・行政解釈は本調査を通じて発見できなかった。これは法解釈上の推論（未確定）であり、一次資料による直接の裏付けを欠く点を明記する。

B. 電子決済手段等取引業（資金決済法2条10項・62条の3）該当性

適用条文

「電子決済手段等取引業」とは……三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。（2条10項3号）

分析

relayerは秘密鍵を保有せず（donor自身が署名・保持）、donorのJPYCを移転させ得る主体的な地位にない。本イテレーションで金融庁事務ガイドライン第17章「電子決済手段等取引業者関係」の原文を直接確認した（`statutes.md` 参照。暗号資産交換業ガイドライン16からの類推ではなく、電子決済手段等取引業自体のガイドラインに同旨の記述があることを確認）：

法第2条第10項第3号に規定する「他人のために電子決済手段の管理をすること」に該当するか否かについては……利用者のために、電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合には、同号に規定する電子決済手段の管理に該当する。……ブロックチェーン等のネットワーク上で発行する電子決済手段を取り扱う場合であって、単独又は関係事業者と共同して、利用者の電子決済手段を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、申請者が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合。

relayerは秘密鍵を保有せず、donorの署名により移動先・金額が確定済みの取引を実行するのみであり、「主体的に移転を行い得る状態」にはない。過去のグレーゾーン解消制度回答（meti-0025、秘密鍵非保有のソフトウェア提供者は管理非該当）とも整合する。

暫定結論

非該当方向。電子決済手段等取引業者関係ガイドライン第17章自体の判断基準（秘密鍵保有による移転可能性）に照らし、relayerは秘密鍵を保有せず移転の裁量を持たないため、「他人のための電子決済手段の管理」（2条10項3号）に該当しないと整理できる。この結論は一次資料（金融庁事務ガイドライン第17章）で直接裏付けられている。

C. 暗号資産交換業（資金決済法2条15項・63条の2）該当性

適用条文

「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい……一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理……（2条15項）

争点1: KAIA等ネイティブトークンの「暗号資産」該当性

本イテレーションで一次資料を確認した（[statutes.md](#) 参照）。事務ガイドライン16 I-1-1は、代価弁済への使用可能性の判断基準として「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」を掲げ、ネットワーク手数料（ガス代）支払いへの使用のみを理由に暗号資産該当性を否定する記述は見当たらない。さらに金融審議会 暗号資産制度ワーキング・グループ資料（2025年公表）は、Japan Open Chainのネイティブトークン（JOC、ガス代・バリデーター報酬が主な利用目的として想定されている実需給型トークン）を「発行された暗号資産」として扱う実例を示している。

KAIA・POL等もネットワーク手数料支払いを主目的とする点でJOCと同種の実需給型ネイティブトークンであり、不特定の者の間で移転可能・売買可能という性質を満たす限り、暗号資産に該当する方向が有力と整理できる。ただし、金融庁がKAIA・POL等の個別トークンについて直接該当性を判断した資料は確認できておらず、確定的な結論ではない。

争点2: 「電子決済手段⇔暗号資産」交換の位置づけ

2条15項1号の文言は「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換」であり、「交換」は暗号資産同士の交換を指す。JPYC（電子決済手段）を対価としてKAIA（暗号資産、と仮定）を取得する行為は、文言上「他の暗号資産との交換」（暗号資産同士の交換）には該当しないが、「暗号資産の売買」（暗号資産を金銭的対価的な手段で購入・売却すること）には該当し得る。電子決済手段は通貨建資産であり金銭に準ずる決済手段としての性質を持つため、「電子決済手段を対価としてKAIAを取得する」行為が「暗号資産の売買」の「売買」（購入）に該当するかは、条文

の文言からは一義的に確定しない。過去調査 `nft-cryptoasset-from-cases` が確認したのは「NFT等のトークン自体が暗号資産の定義（1号・2号）に該当するか」という対象物の該当性の論点であり、本論点（DEXスワップという行為が交換業に該当するか）とは問いが異なる（`references.md` に明記）。

本イテレーションでの追加確認（解決）： 令和5年5月26日公表の金融庁パブリックコメント回答（`statutes.md` 参照、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/01.pdf>、全29頁、本イテレーションでcurl取得・pdftotextで原文照合済み）のコメントNo.58に、`bokinbako`の構造とほぼ同一の事案設定（流動性プールを介して電子決済手段を対価に暗号資産を引き渡すプログラム）について、法2条15項1号「暗号資産の売買」に該当するかを問う設問と回答を発見した：

ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、「暗号資産の売買」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

金融庁は「該当しない」とは述べておらず、該当し得ることを前提に個別事例判断に委ねている。これは「電子決済手段を対価とする暗号資産取得は『暗号資産の売買』に該当し得る」という条文文言解釈を、一次資料（パブリックコメント回答）で裏付けるものであり、前イテレーションの「未解決」評価から進展した。

争点3: 「業として」の該当性——自己勘定でのフィー変換という構造（本イテレーションで解決）

`vault`コントラクトによるスワップは、運営者（`gasFeeRecipient`）が自らの収益（寄付手数料）をJPYCからネイティブトークンへ、寄付が発生するたびに自動的・反復的に変換する構造である。過去調査 `mint-fee-yusho-noncustody` が整理した「行為＋業として」の二要件構造（事務ガイドライン16 I-1-2-2①: 「業として行うこと」＝対公衆性＋反復継続性）を踏まえると、この自動変換は反復継続性を明確に満たす。

本イテレーションでの追加検証： 「金融商品取引法における『自己の計算による取引』は業規制対象外とされる場合がある」という前イテレーションの前提を検証するため、金商法2条8項1号・28条1項1号の原文をe-Gov法令API直叩きで確認した（`statutes.md` 参照）。その結果、この前提自体が条文構造上支持されないことが判明した: 金商法2条8項1号（有価証券の売買）には自己勘定取引を除外する文言がなく、28条1項1号はこれを限定なく第一種金融商品取引業の対象としている（証券会社の自己売買・ディーラー業務が現に登録対象である実際の規制構造と整合）。資金決済法2条15項1号（暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換）も同様に「他人のために」等の限定文言を欠く点で金商法2条8項1号と同じ構造であり（これに対し2条15項4号「他人のために暗号資産の管理をすること」はこの限定文言を明示する）、「自己勘定の取引だから業規制対象外」という単純な整理は条文構造から支持されない。

したがって、bokinbakoの自己勘定でのフィー変換が2条15項1号の対象から自動的に除外されるとはいえず、絞り込みは専ら「業として」（対公衆性+反復継続性）要件によることになる。証券会社の自己売買業務が取引所という不特定多数の市場参加者が参加する場での反復継続的取引として「対公衆性」を満たすとされる実務との類推に立てば、DEX（不特定多数の流動性提供者が資金を出し合う流動性プール）を相手方として寄付発生の都度反復的に行われるbokinbakoのフィー変換も、「対公衆性」を欠くと当然にはいえない。

暫定結論

1. ネイティブトークン（KAIA等）の暗号資産該当性: 本イテレーションで一次資料（事務ガイドライン16・金融審議会WG資料の実例）により、該当する方向が有力と整理できた（`statutes.md` 参照）。ただし個別トークンへの金融庁の直接判断は未確認
2. 電子決済手段を対価とする暗号資産取得の「売買」該当性: 本イテレーションで金融庁パブリックコメント回答（No.58）を発見し、該当し得ることを前提とした個別事例判断という金融庁の立場を一次資料で確認した（解決、ただし個別事例判断であるため確定的な該当・非該当の断定はできない）
3. 自己勘定でのフィー変換の「業として」該当性: 金商法との条文構造対比により、「自己勘定だから規制対象外」という整理は支持されないことが判明した（解決）。対公衆性・反復継続性の実質判断が必要であり、DEXを相手方とする反復的な変換はこれらの要件を満たし得る方向にある

総合すると、論点Cは本イテレーションで大きく前進し、「ネイティブトークンが暗号資産に該当する可能性が高い」「電子決済手段対価の暗号資産取得は売買に該当し得る」「自己勘定であることは規制対象外の根拠にならない」という3点がいずれも一次資料で裏付けられた。全体として、bokinbakoのDEX自動スワップ機構は暗号資産交換業（2条15項1号）に該当するリスクが従来の想定より高い方向に整理が進んだことに留意が必要である。ただし、いずれの一次資料も「個別事例ごとの実質判断」を留保しており、bokinbako固有の事実関係への確定的なあてはめを金融庁が直接行った資料ではない。

D. 出資法（預り金の禁止、2条）該当性

適用条文

業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであ

つて……預金、貯金又は定期積金の受入れ、又は……これと同様の経済的性質を有するものの……（出資法2条）

判例（固さ: 最高裁・法律解釈、要件の一部）

昭和37年(あ)第1829号、最高裁判所第三小法廷 判決 昭和37年12月18日、集刑第145号571頁
(cases.md 参照)

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第二条第二項にいわゆる「不特定」とは、一般大衆を指称し、たとえ一定の団体または集団に所属する者に限定されていても、その所属員が相当多数であつて、金銭の受入者との間に親族、知己等の如き個人的つながりがない場合は、これにあたる。

本判例は出資法2条2項の「不特定」要件の意義を定義したものであり、「経済的性質」要件（後述）には触れていない。

分析

出資法2条2項の「預り金」は、①「不特定かつ多数の者からの金銭の受入れ」であつて、②「預金等と同様の経済的性質を有するもの」の2要件から成る。

①**不特定性の要件**: bokinbakoのdonor（寄付者）は、box owner・運営者との間に個人的つながりを要件としない任意のオンチェーンアドレスからの寄付を想定しており、上記最高裁判例のいう「一般大衆」「親族・知己等の個人的つながりがない」という「不特定」性の要件は満たし得る事実関係にある。

②**経済的性質の要件**: vaultコントラクトが寄付を保管し、box ownerがいつでも引き出せる構造について検討すると、box ownerからみると、vaultに保管された寄付残額は、box owner自身に帰属する資産（贈与により取得済みの財産）であり、box ownerが自己の資産をvaultという保管場所に置いているにすぎない（運営者に対する金銭債権ではない）という整理が可能。運営者（gasFeeRecipient/Factory owner）はvault内の資産に対する返還債務を負う立場にないため、出資法2条が想定する「預り金」（受入者が返還義務を負う金銭の受入れ）とは構造が異なる可能性が高い。この要件について正面から判断した判例は、本イテレーションのjlad KB検索・grayzone KB検索（「エスクロー 預り金」「資金保管 出資法」「ウォレット 資金移動業」「代理受領 出資法」等のキーワード）ではいずれも発見できなかった（negative finding、cases.md 参照）。

暫定結論

①不特定性の要件は満たし得る一方、②経済的性質の要件（運営者の返還義務の不存在）が非該当方向の決め手となる、という整理。ただし②を正面から扱う先例は本調査で発見できておらず、条文の文言解釈による推論にとどまる。

調査の限界（本イテレーション時点）

- 論点A（資金移動業）：新設の資金決済法2条の2（収納代行の為替取引みなし）はbokinbakoの贈与フローに「金銭債権」要件が欠ける可能性が高いという整理を、金融庁パブリックコメント回答（令和7年改正時、全51頁通読）の消極的確認、および本イテレーションで発見した振込金の法的性質に関する最高裁判例2件（昭和32年12月6日・昭和43年12月5日、`cases.md` 参照）により補強した。もっとも、donor・box owner間の「贈与契約の成否」という私法上の性質決定自体は、本調査の範囲（行政解釈・判例の収集）を超える論点であり、確定的な検証には至っていない。基本の2条2項についてもガスレスrelayer固有の判断基準を示す一次資料は未発見
- 論点C（暗号資産交換業）：ネイティブトークンの暗号資産該当性・電子決済手段対価の売買該当性（パブコメNo.58で解決）・自己勘定変換の業として該当性（金商法対比で解決）の3点はいずれも本イテレーションで一次資料により整理を完了した。総合すると、bokinbakoのDEX自動スワップ機構が暗号資産交換業に該当するリスクは従来の想定より高い方向に整理が進んだ（`statutes.md`・上記争点1～3参照）
- jlad KB（判例）・grayzone KB（経産省）ともに、bokinbako固有の争点（ガスレスrelayer・DEX自動スワップ・出資法の経済的性質要件）を正面から扱う先例は0件（新技術領域のため判例・行政解釈が未成熟）。出資法の「不特定」要件については最高裁昭和37年判決（`cases.md` 参照）で解釈済み。振込金の法的性質（論点A）については民法537条関連の最高裁判例2件を本イテレーションで新規発見した
- 論点E（JPYC）：本イテレーションで金融庁登録一覧により独立再検証済み（`statutes.md` 参照）。JPYC株式会社は第二種資金移動業者として登録済み（第00099号、令和7年8月18日）、電子決済手段等取引業者としては未登録
- 論点B（電子決済手段等取引業）は本イテレーションで電子決済手段等取引業者関係ガイドライン第17章原文により確定的に検証済み（非該当方向）
- 論点D（出資法）：「不特定」要件について最高裁昭和37年12月18日判決を確認したが、「経済的性質」（返還義務の有無）要件を正面から扱う先例は発見できなかった（jlad・grayzone両KBで0件）。box ownerが自己に帰属する資産を保管しているにすぎず運営者に返還義務がないという条文の文言解釈による整理にとどまる

- JPYC株式会社の利用規約・FAQ（未登録事業者による「取扱い」制限の有無）は、公式サイトがWAF（bot遮断）・JSレンダリング前提のSPA構成のため、untrusted-reader（WebFetch・WebSearch・archive.org確認）を尽くしたが原文を確認できなかった。規制法とは別の契約上の論点であり、本調査の結論（A～Dの規制法該当性）には影響しない